

## 宮城県介護研修センター及び宮城県船形の郷に係る指定管理者の指定について

## 1 施設概要

- (1) 施設名 宮城県介護研修センター及び宮城県船形の郷  
 (2) 所在地 黒川郡大和町吉田字上童子沢 2 1

※ 令和 6 年度から宮城県介護研修センターが宮城県船形の郷内に移転予定であることから、両施設の指定管理者を一体として募集し、選定を行ったもの。

## 2 募集期間

令和 5 年 7 月 1 8 日から令和 5 年 8 月 3 1 日まで

## 3 応募団体 (1 団体)

社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

## 4 審査日程

- (1) 第一次審査 令和 5 年 9 月 1 日から令和 5 年 9 月 1 4 日まで  
 (2) 第二次審査 令和 5 年 1 0 月 2 6 日

## 5 審査方法

令和 5 年 1 0 月 2 6 日に宮城県保健福祉部指定管理者選定委員会を開催し、公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第 3 条に規定する選定基準により、下記の項目について審査を行い候補者を選定した。

審査項目	審査の視点	配点
計画の内容及び実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置目的・施設管理運営の基本方針に沿った運営方針・事業計画であるか。</li> <li>・人員配置計画及び管理運営の体制が適切か。</li> <li>・人材の確保、育成の方針は適切か。</li> <li>・施設の日常的な維持管理計画は適切か。</li> <li>・事業計画について、体制や手法が的確であるか。</li> <li>・事業計画について、具体性があり、実現可能であるか。</li> <li>・仕様書を満たした対応となっているか。</li> <li>・利用者サービスの向上に向けた取り組みが具体的かつ効果的なものか。</li> <li>・安全対策の考え方や体制は適切か。</li> <li>・個人情報の保護の考え方や体制は適切か。</li> <li>・環境への配慮、障害者就労施設等からの物品等の調達や情報公開の考え方や体制は適切か。</li> </ul>	1 2 0 点
申請者の能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の業務内容は、指定管理者としてふさわしいか。</li> <li>・財務関連から見た申請者の経営状況は健全であるか。</li> </ul>	4 0 点
収支計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経費の積算が適切か。</li> <li>・経費の節減が図られているか。</li> <li>・経費の節減方法に工夫や実効性があるか。</li> </ul>	4 0 点

## 6 選定委員の氏名等

	氏 名	所属・職
委員長	武田 健久	宮城県保健福祉部 副部長
副委員長	永井 彰	東北大学大学院文学研究科 教授
委員	橋本 潤子	公認会計士橋本潤子事務所 公認会計士
委員	黒田 敬子	有限会社キャリアコム 代表取締役
委員	大森 秀和	宮城県保健福祉部 副部長

7 採点一覧表

団体名	審査項目	委員A	委員B	委員C	委員D	委員E	合計	摘要
社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会	計画の内容及び実現性	76	83	89	91	83	422	指定管理者候補者
	申請者の能力	24	32	32	32	30	150	
	収支計画	21	24	24	24	24	117	
	合計	121	139	145	147	137	689	

8 指定管理者候補者の指定管理予定価格（収支計画）

(1) 宮城県介護研修センター

イ 収入総額 146,000千円（うち県指定管理料145,400千円）

ロ 支出総額 146,000千円

(2) 宮城県船形の郷

イ 収入総額 9,622,116千円（うち県指定管理料9,622,116千円）

ロ 支出総額 9,622,116千円

9 指定管理者候補者

(1) 団体名 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会

(2) 代表者 会長 宮川 耕一

(3) 所在地 仙台市青葉区上杉一丁目2番3号

10 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

11 選定理由

計画の内容及び実現性については、施設の設置目的を踏まえた運営方針を定めており、事業計画は施設の適正かつ確実な管理運営を行い、サービス向上を図ろうとするものであり、その実施体制や方法等は適当であると認められる。また、現在の宮城県船形の郷指定管理者であることから、建替えによる新しい施設への円滑な移行及び宮城県介護研修センターの適切な機能移転ができるものと考えられる。

申請者の能力については、障害や介護などの分野において関係機関との協働実績を有し、介護に関する研修や福祉用具の普及啓発実績、障害者支援施設等の運営実績のほか、これまで両施設の指定管理者として安定した管理運営を行っていることも評価できる。

以上から、公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条に規定する選定基準を全て満たしており、施設の管理運営を安定的・効果的・効率的に行う能力があると認められることから、指定管理者として適当と判断した。

12 指定管理者候補者の指定

宮城県保健福祉部指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、上記9の指定管理者候補者を、令和5年11月県議会の議決を経た上で、令和5年12月19日に指定管理者に指定した。